

埼玉県景観条例に基づく行為の届出に必要な書類

	必要書類		部数
1	届出対象行為に係る事前指導等の申出書 【様式第 4 号】 ※届出対象行為に係る事前指導等の申出書【様式第 4 号】を提出し、支障なく事前指導を通過したものについては、景観計画区域内における行為の届出書（本申請）【様式第 1 号】提出時に、添付図書の省略に関する通知をもって添付図書の省略をすることができる。		2
2	景観計画区域内における行為の届出書 【様式第 1 号】		2
3	景観形成基準対応説明書 【様式第 2 号】		2
4	付近見取図	縮尺（2,500 分の 1 以上）、方位、道路目標となる地物、届出等に係る敷地の区域など	2
5	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真	2
6	配置図	縮尺（100 分の 1 以上）、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物、工作物又は物件の堆積の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員、隣接する土地の建築物の種類、現況写真の撮影方向など	2
7	各立面図	一 縮尺（100 分の 1 以上）、方位 二 すべての立面図を表示した 4 面以上の立面図（市長が必要ないと認めるときは、2 面又は 3 面の立面図） 三 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されたもの 四 寸法、開口部の位置、外観の部分の材料の種類、仕上げの寸法など ※物件の堆積のみ ・植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること（イブキ、ビャクシン及びシンパク類は、梨に害を及ぼす赤星病の中間寄生樹となるので、使用は控えてください） ・鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること	2
8	その他参考図書等	必要に応じて	2
9	委任状	事業主と書類提出人が異なる場合（※押印必須）	2